

令和6年度 公益目的助成事業を次のとおり募集します

一般財団法人 大阪市町村消防財団

1 本財団が助成する事業は次の2種類です。

(1) 研修・講習会への教材等助成事業

消防・防火・防災・救急救命研修会や講習会での教材を交付します。

(2) 救急医療情報キットの普及推進活動への助成事業

救急医療情報キット（命のカプセル）の普及推進活動へ、キットを交付します。

2 助成物品

1 申請団体の助成は、**総額30万円（税込み）を限度とします。**

3 募集期間

令和5年12月18日～令和6年3月8日（本財団必着）

4 応募資格

令和6年度中に対象事業を実施完了できる、大阪府内の民間団体。

5 応募方法 「公益目的助成事業実施要綱」をご理解のうえ、様式1

及び様式2により、下記へ申請してください。（本財団ホームページから

ダウンロード） ※様式 Word ファイルを希望の場合は申出ください。

6 交付決定 3月末に第三者による選考委員会により決定し、応募団体に通知します。

7 申請先 〒540-0012 大阪府中央区谷町2-2-20 一般財団法人 大阪市町村消防財団（助成事業担当）

8 お問合せ 助成事業担当：前田

TEL 06-4790-8080

FAX 06-6944-0099

E-mail maeda@ofsa.or.jp

公益目的助成事業の留意事項

1 公益目的助成事業の経過

大阪府下それぞれの市町村では、消防職・団員が現場活動などの公務で負傷した場合に、消防賞じゅつ金支給に関する条例を制定し、公務災害補償給付とは別に、その功労に報いるために消防賞じゅつ金を支給されております。

当財団は、その消防賞じゅつ金を補填給付する事業を行っており、その原資は、大阪府下の市町村及び消防組合から拠出された負担金で、当財団は一般財団法人ではありますが、公益的な性格が強く、平成 25 年度より、民間 1 団体あたり、30 万円以内で救命講習会や防災研修等で活用できる資器材を助成する公益目的事業を展開しております。

2 目的

救命講習会及び防災訓練等で活用できる資器材を助成し、大阪府民の防火防災及び救命意識の高揚を図り、地域全体の安心安全と救命率の向上に繋げていく。

3 予算

公益目的支出計画に基づき、単年度平均で 3,600,000 円(民間 12 団体相当)。
※前年度の執行状況により、予算額に変動は有ります。

4 助成団体の決定

助成事業選考委員会を開催し、応募物品の内容、活用できる対象者の数、継続性の有無等の選考基準に基づき応募品目毎に審査し、応募団体が多い場合は、予算内で執行できるよう助成物品および助成する団体を選考します。

なお、選考委員は当財団理事会で承認された、法律、福祉、行政、防災等に関する学識経験者で構成されております。

5 資器材助成の方針

選考委員会の結果を踏まえて、以下を例示します。

(1) 助成物品は、多くの人に、永く活用できること。

研修対象者に配布する資料であっても、製本等消耗品的な資器材は不交付。

(2) プロジェクター使用に必要なパソコン等は、プロジェクターと一体の資器材として応募すること。

パソコンのみの応募は不可。

(3) AED 訓練用粘着シートのみのお誘いは不可

訓練用 AED を使用するには粘着シートは必須の資器材であるが、AED トレーナー本体に付属する資材としての助成対象であり、粘着シートのみのお誘いは認めない。

(4) 広報用資器材としては認めない。

子ども用消防現場外套、広報資器材としてのカメラ等

(5) プロジェクター及びパソコン、映写用スクリーンの応募金額の上限

プロジェクター及びパソコン、映写用スクリーンは、座学として講習内容を視覚的に投影するために必須の資器材であるが、それぞれ応募金額の上下に大きく差があり、個々の物品の性能を追求すればきりがないので、令和4年度以降、金額の上限を設定した。

(ア)プロジェクター	150,000 円(消費税額を含む。以下同じ)
(イ)パソコン	150,000 円
(ウ)スクリーン	120,000 円

以 上